

青森市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査員 派遣事業のご案内

(建築物を安全・安心に使用するため分析調査をしてみませんか)

令和7年度以降の事業の実施は現時点で未定ですので、事前相談はお早めに！

制度の内容

青森市内にある民間建築物の吹付けアスベスト等の含有の有無について、市が調査員を派遣して分析調査を行います。

目的

建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安全・安心な生活環境を確保することを目的としています。

申込対象者は？

- 対象建築物の所有者（法人にあっては代表者。区分所有建築物の専有部分の場合は区分所有者、共有部分の場合は管理組合。）
- 国、地方公共団体又はその他これらに準ずる団体以外の者
- 市税を滞納していない者
- 暴力団関係事業者に該当しない者

対象となる建築物は？

- 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの
- 延べ面積が1,000㎡以上のもの、または、不特定多数の方が利用するもの（集会場、ホテル、店舗等）で延べ面積が300㎡以上のもの
- 建築基準関係規定に違反のないもの
- 分析調査に関し、他の補助金の交付を受けていないもの

調査費用はどのくらい？

費用は市が負担しますので、所有者の方は「**無料**」で調査できます。
(ただし、調査は2検体までになります。)

分析調査イメージ

建物に使用されている吹付け材について、市が派遣する調査員がアスベストの含有の有無を「調査・分析」します。



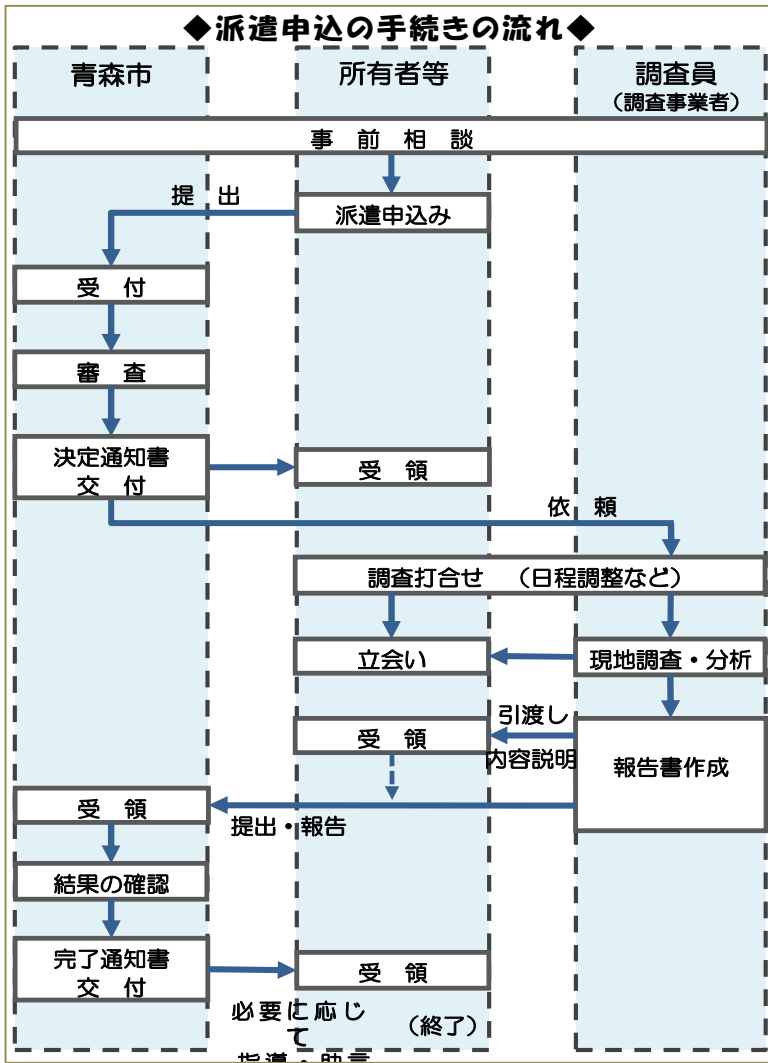
吹付けアスベストとは？

アスベストに、セメント等の結合材を重量で30~40%混入し、水を加え吹付け施工されたものです。



※天井内部に使用されている例

裏面もご覧ください



**申込には
事前のご相談が必要です**

申込にあたっては、調査対象部分等の確認のため、「事前相談」が必要です。

※ご相談の際は「**図面**」、「**現況写真**」等、状

申込み期間

令和6年7月1日(月)
～ 令和6年11月29日(金)

※予算がなくなり次第、
受付を終了します。

申込みに必要な書類

必要な書類	備考
青森市民間建築物吹付けアスベスト等調査員派遣申込書	
住民票（申込者が法人の場合は法人の登記事項証明書の写し）	発行から3ヶ月以内のもの
納税証明書	申込を行う年度に発行されたもの
建物の登記事項証明書の写し	発行から3ヶ月以内のもの
対象建築物の現況図面 （付近見取り図、配置図、平面図、仕上表等）	
対象建築物の現況写真 （建物外観、使用場所及び吹付け建材が判別できるもの）	
（共同住宅、区分所有建築物の場合は） 申込者以外の者の合意があることがわかる書面	作成から6ヶ月以内のもの

《相談・申込み・問い合わせ先》

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号（青森市役所 本庁舎3階）
 青森市 都市整備部 建築指導課 建築指導チーム
 電話番号：017-752-8274 FAX：017-752-9015
 メール：kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp